

喪失手続きに必要なもの（社保加入による喪失）

- ・ 今回加入された、「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」
（国民健康保険を喪失する方全員分。本人が携帯している等の理由で原本を持参できない場合は、コピーしたものでも可）
- ・ 今まで加入していた「国民健康保険証」、または「資格確認書」、「資格情報のお知らせ」
（国民健康保険を喪失する方全員分）
- ・ 申請に来られる方の本人確認ができるもの（運転免許証・マイナンバーカード等）
- ・ マイナンバーの番号が確認できるもの
（申請書内に世帯主様分・加入される方全員分のマイナンバー番号を記入する欄があります。）
- ・ 納付書（金額が変更になる場合があります。）
- ・ その他医療証（ 子ども・障害者・ひとり親・特定疾病療養受療証 【該当の方のみ】 ）
- ・ 認め印
- ・ 通帳など 振込先が確認できるもの
（保険税を納めすぎていた場合、口座振込にて払い戻しを行います。）

※ 喪失手続き時に、保険税の再計算を行います。新保険に加入される前月分までの保険税がかかります。